

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する
明細書事業年度
又は連結
事業年度 . . 法人名 () 円

別表十二(十一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平 . .	翌期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	
当期積立額		2				円
(2) (2)のうち損金経理額 の内訳	による積立額	3		均等基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2)のうち剰余金の 処分による積立額		4		均等益金算入額 (17) × —	18	
空港用地 積立額 の計 算	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時に おける空港用地の帳簿価額	5		同上以外の場合による 益金算入額	19	
所得 基準 額の 計 算	空港用地取得価額基準額 $(5) \times \frac{1}{10}$	6		計 (18) + (19)	20	
所得 基 準 額 の 計 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「45の①」又は(別表四の 二「48の①」+「49の①」+「50 の①」+「51の①」)	7		当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関空会社所得金額	8		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
新 空 会 社 欠 損 金 額		9		貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
	$((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		差引 (23) - (22)	24	
	所得基準額 (7) - (10)	11		取崩不足額 - 前期の(23))	25	
「15」欄 関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合				超過額 (14)	26	
債務算 算	(マイナスの場合は0) 積立限度額 (16)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		差額の 明細 の 前 期 以 前 分	当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)		15		前期末における差額 (前期の(24))	28	